



国内グリーンファイナンスの現状と 取組推進に向けた政府・環境省の施策

2024年3月11日

環境省 総合環境政策統括官

鑑水 洋



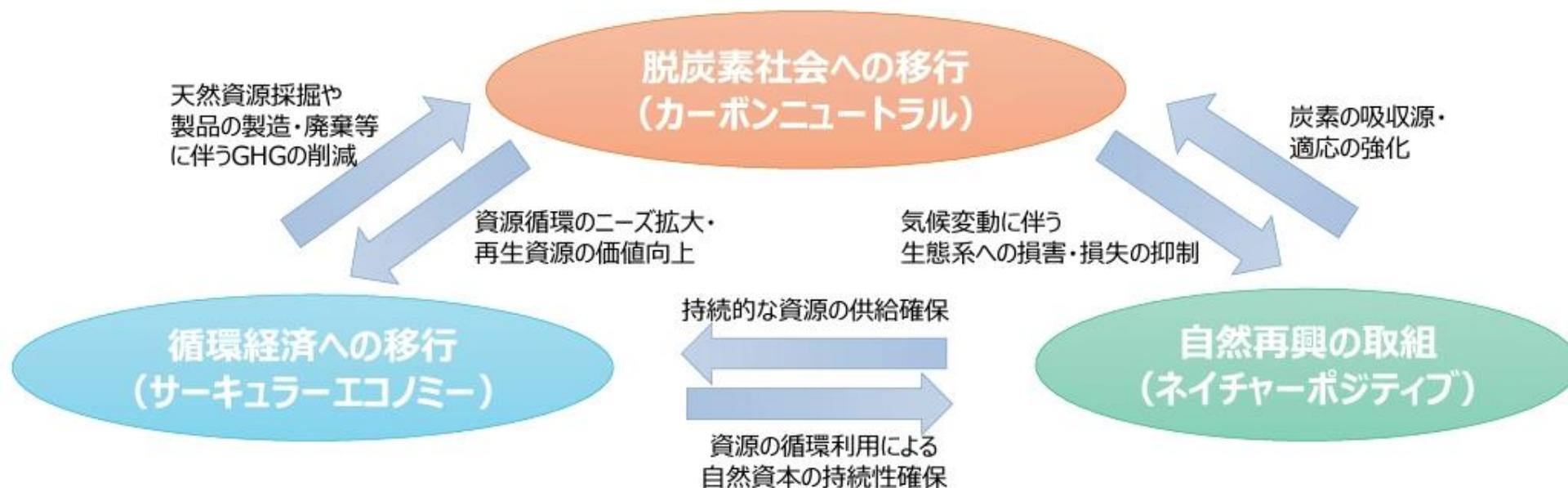
1. 国際的な動向

G7 広島サミット 首脳コミュニケの概要 (気候・エネルギー・環境部分 ※ファイナンス関係中心)

- **ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現**に向けた社会経済システムの変革にコミット
- 1.5℃目標と整合していない国（**主要経済国等**）への野心強化（**2030年NDC※、長期低GHG排出発展戦略、2050年ネットゼロ**）を要請
全ての締約国に対し**2025年までのピークアウト**のコミットを要請
- **ISSBによる**、その作業計画の市中協議に沿った、**生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待**
- 1.5℃の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づく**トランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割**を有することを強調
- **2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロ**にする野心について、首脳レベルで共有
- 我が国主導のイニシアティブ「**G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス**」に言及、及び**侵略的外来種**について初めて言及

※パリ協定（2015年12月採択、2016年11月発効）では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年毎に提出・更新する義務がある

(参考) サステナブルな経済社会の実現に向けた統合的アプローチ



環境・気候持続可能性大臣会合（2023年7月）

- 次期NDCにおける**経済全体**を対象とした**総量削減目標**の設定を奨励。
- COP28におけるグローバル・ストックテイク[※]への貢献及びその成果物を踏まえた次期NDCの提出。
- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を追求。（**パリ協定の引用**）
- 気候変動の影響は、1.5℃の気温上昇の方が2℃の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認識し、気温上昇を1.5℃に制限するための更なる努力を継続する決意を改めて表明。（**グラスゴー気候合意の引用**）

※パリ協定の目的と長期目標の達成に向けた、世界全体としての進捗状況の定期的な評価（5年に1回）。

ニューデリーサミット（2023年9月）

- 1.5℃目標のためには、**2025年までに世界全体のGHG排出量のピークアウト**が必要であるというIPCCの予測に留意することを表明。これは、すべての国が当該年までにピークアウトすることを指してはいない。
- まだNDCが**経済全体・全ての温室効果ガス**を対象としていない国に対し、次のNDCで対象とするよう奨励。
- 排出削減対策が講じられていない石炭火力のフェーズダウン。
- **2030年までに再エネ能力を3倍**にする努力を追求・奨励。

UAEコンセンサス（COP28結果のポイント）

- ・パリ協定：2℃目標と比べて、1.5℃の努力。
- ・グラスゴー気候合意：1.5℃追求の決意。



G7でコミット
G20では合意できなかったことに、全
締約国で合意

1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性に合意
1.5℃道筋に沿ったGHGの削減、世界的な努力への貢献を全締約国に要請

次期NDCにおいて、経済全体・すべての温室効果ガスを対象に。

G7で呼びかけ
G20では奨励（パリ協定引用）だったものを
さらに踏み込んだ表現に

G7では化石燃料の依存の低下
COP決定では初めて
化石燃料に言及

化石燃料からの移行

都市・自治体積極的関与、6条（市場メカニズム）、持続可能なライフスタイル

生物多様性枠組・循環経済についてもグローバル・ストックテイクで言及

- COP28決定文書の中では民間金融の役割の認識と、それに向けて政府が環境整備をしていくことの重要性が言及されている。
- 民間金融の動員については先進国のG7合意で言及されていたが、その道筋を多くの国が参加するCOPの場で確認出来たということは成果の一つ。

I. Context and cross-cutting considerations (横断分野の民間金融関連部分抜粋)

16. *Notes* the following findings of the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change:

(b) That both adaptation and mitigation financing would need to increase manyfold, and that there is sufficient global capital to close the global investment gap but there are barriers to redirecting capital to climate action, and that Governments through public funding and clear signals to investors are key in reducing these barriers and investors, central banks and financial regulators can also play their part;

C. Means of implementation and support

1. Finance (ファイナンスセクションの民間金融関連部分抜粋)

70. *Also recognizes* the role of the private sector and *highlights* the need to strengthen policy guidance, incentives, regulations and enabling conditions to reach the scale of investments required to achieve a global transition towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development and *encourages* Parties to continue enhancing their enabling environments;

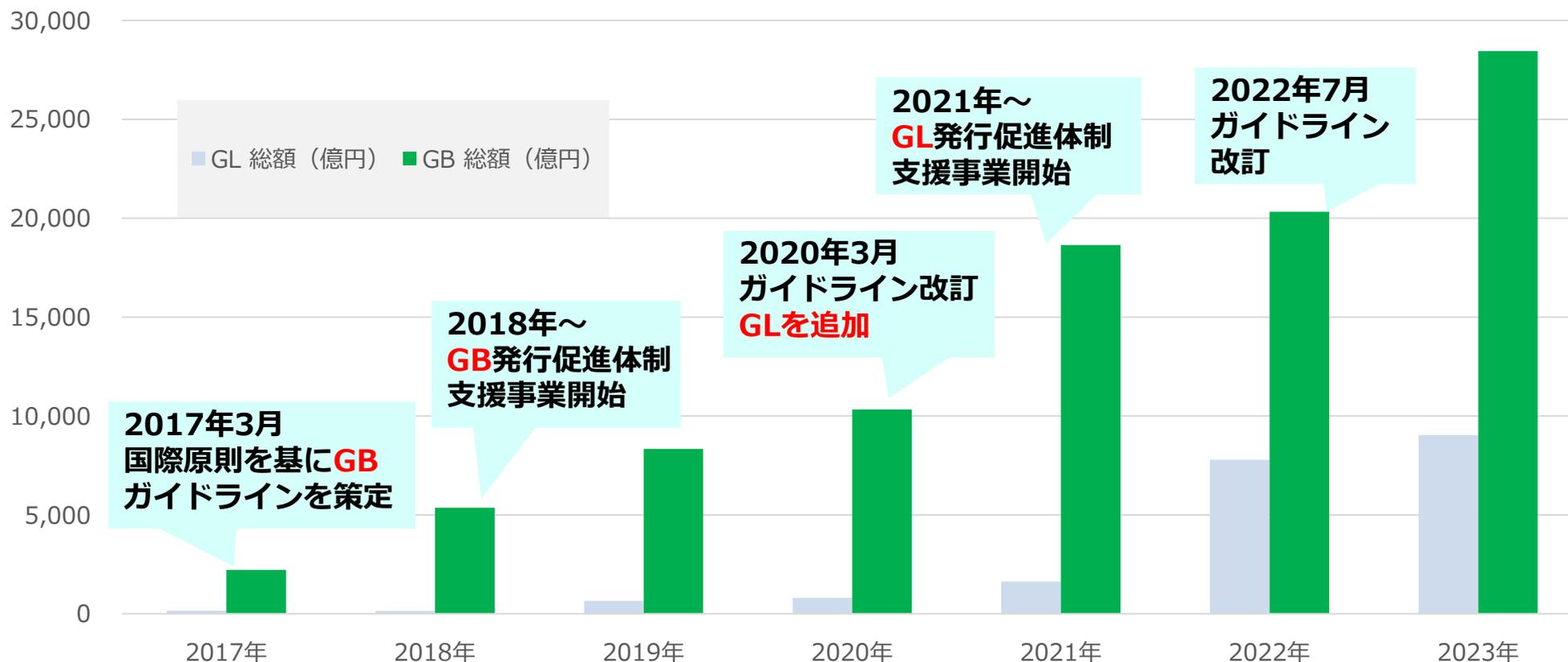
96. *Emphasizes* the role of governments, central banks, commercial banks, institutional investors and other financial actors with a view to improving the assessment and management of climate-related financial risks, ensuring or enhancing access to climate finance in all geographical regions and sectors, and accelerating the ongoing establishment of new and innovative sources of finance, including taxation, for implementing climate action and thus enabling the scaling down of harmful incentives;

2. グリーンファイナンス・気候関連情報開示 の状況

国内グリーンファイナンスの推移①

- 環境省は、国際原則に基づき、各グリーンファイナンスのプロダクトに関する国内向けガイドラインを策定してきたほか、第三者評価書に対する補助金交付等を通じて、資金調達者の支援を行ってきた。
- グリーンボンド（GB）の年間発行額は、一貫して増加傾向にあり、2023年には約3兆円の水準に到達。
- グリーンローン（GL）の年間調達額は、2022年以降大幅に増加し、2023年には約1兆円の水準に到達。

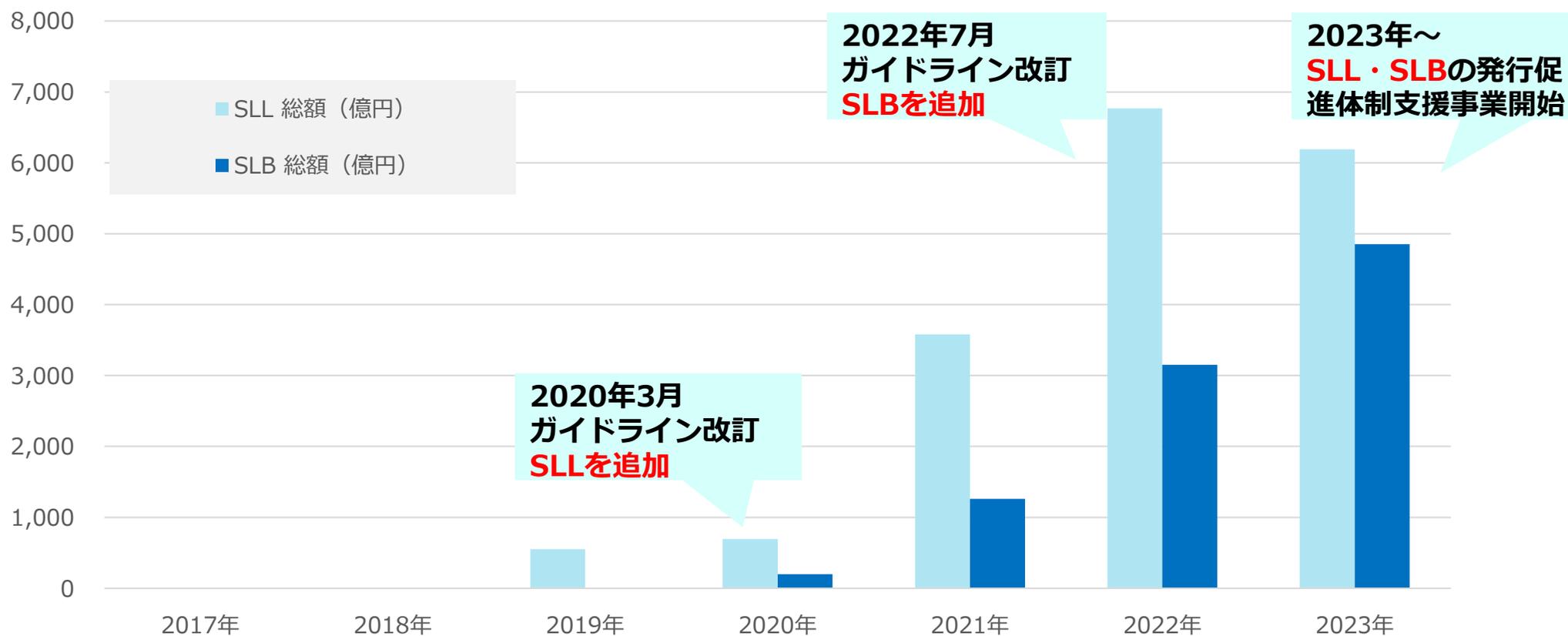
国内 年間調達額（億円）



国内グリーンファイナンスの推移②

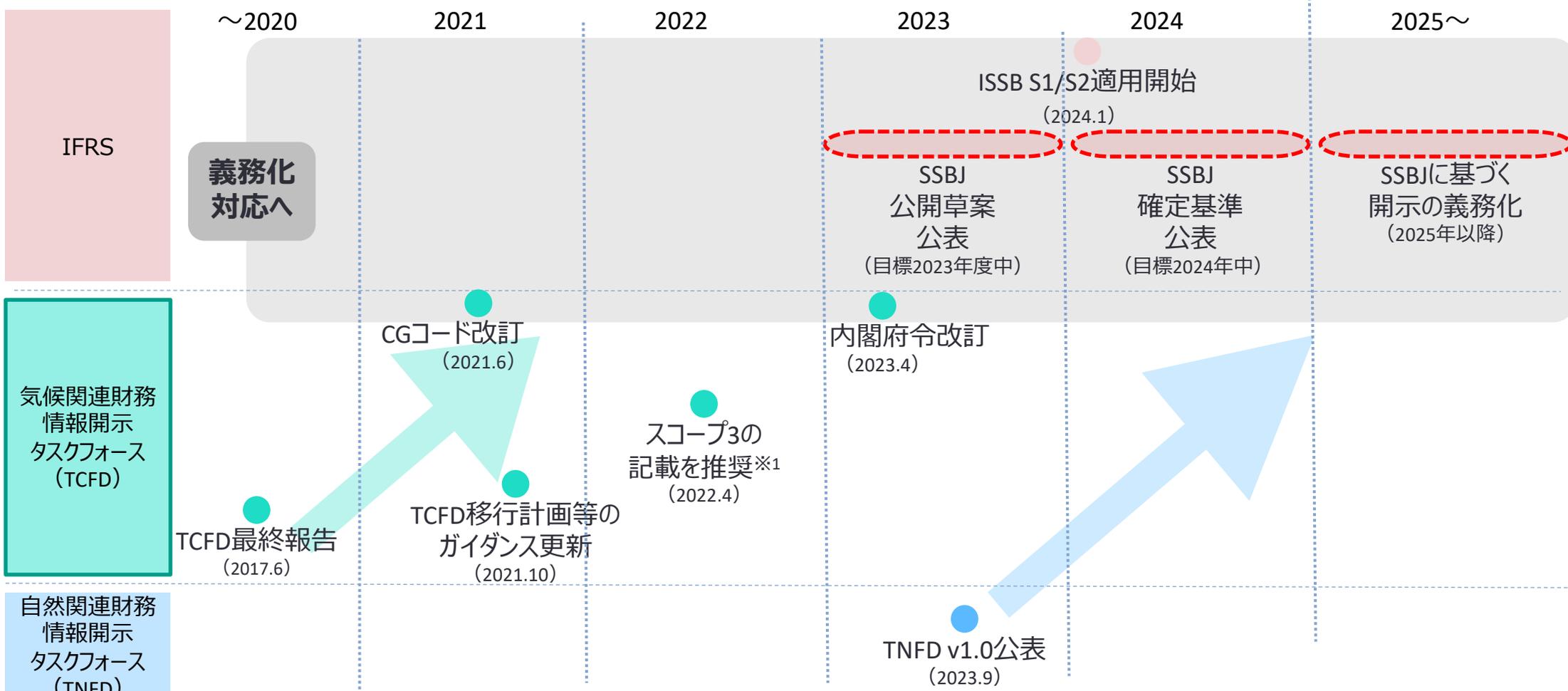
- サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）の年間発行額は、2020年以降一貫して増加傾向にあり、2023年には約5,000億円の水準に到達。
- サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の年間調達額は、2021年以降大幅に増加し、2023年には約6,000億円の水準に到達。

国内 年間調達額（億円）



気候関連情報開示に関する制度の進展・今後の見通し

- 企業の気候関連情報開示は、プライム上場企業でのTCFD対応の義務化、Scope3の推奨項目化等を経て、直近では内閣府令等の改正により有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示が義務化（2023年3月期決算から）。
- さらに、2023年には新たにIFRSサステナビリティ開示基準が公表。これを受けて我が国ではSSBJが開示基準の策定を開始しており、Scope3の開示を含め、2025年以降に一定の開示義務化に向けた議論が進行中。
- TNFD対応については、企業はTCFD対応での経験を活かしつつ、早期に基礎的な分析等から着手することが期待される。



※1：日本において、有価証券報告書（主項目）の追記記載事項では、Scope1・2のGHG排出量は積極的な開示を期待と記載されているが、Scope3の開示までは求められていない。しかし、東京証券取引所は2022年4月からプライム市場に上場する約1650社に企業全体のスコープ3を記載することを推奨している

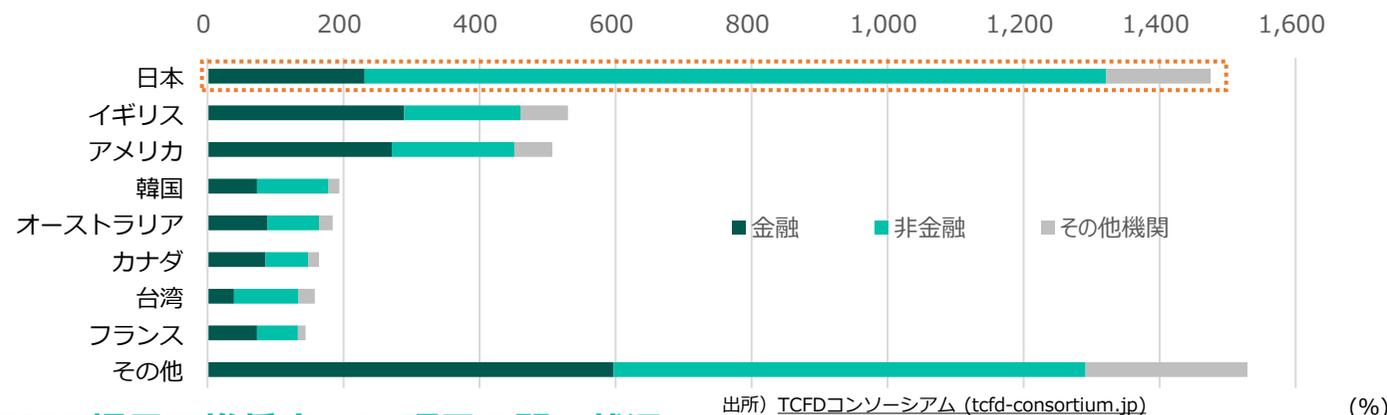
国内のTCFD開示/IFRS基準に向けた対応状況

- 日本のTCFD賛同数は世界一と開示に取り組む機関が多い一方、開示内容には更なる充実の余地あり。対応を進める上では、各金融機関における専門人材育成や体制整備等に課題か。
- IFRS開示基準への対応については、7割程度の金融機関が未検討の状況。今後、情報開示の義務化進展に伴い、自組織のみならず、取引先企業のサポートを含めた対応が金融機関に求められる可能性。

TCFD提言に基づいた開示

TCFDの賛同機関数

※2023年10月25日時点



TCFD提言で推奨する11項目の開示状況

- ①取締役会による監視体制
- ②経営者の役割
- ③リスクと機会
- ④ビジネス・戦略・財務計画への影響
- ⑤シナリオに基づく戦略のレジリエンス説明
- ⑥リスクを評価・識別するプロセス
- ⑦リスクを管理するプロセス
- ⑧⑥⑦が総合的リスク管理に統合されているか
- ⑨リスクと機会の評価に用いる指標
- ⑩スコープ1.2.3のGHG排出量及び関連リスク
- ⑪リスクと機会の管理に用いる目標と実績

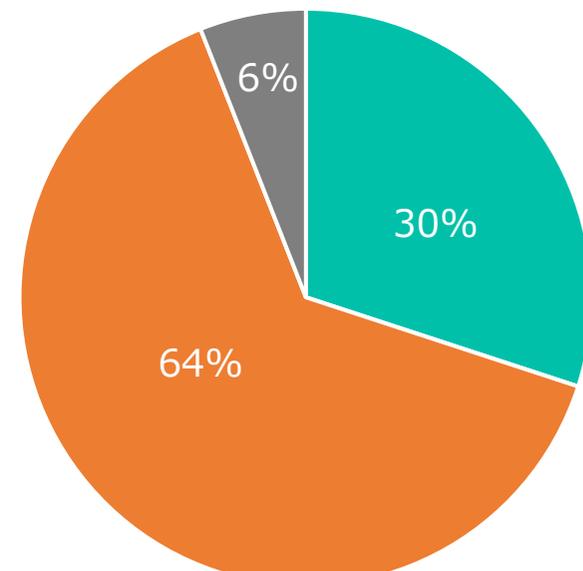


出所) 「2022年度TCFDコンソーシアム TCFD開示・活用に関するアンケート」 (https://tcfid-consortium.jp/news_detail/22111801)

IFRS基準に基づいた開示

IFRS開示基準対応の検討状況

※金融機関97機関が対象



- IFRSサステナビリティ開示基準について対応を検討中
- 知っていたが対応は未検討
- 知らなかった

出所) 「2022年度TCFDコンソーシアム TCFD開示・活用に関するアンケート」 (https://tcfid-consortium.jp/news_detail/22111801)

3. 国内グリーンファイナンス推進 に向けた施策

G X 経済移行債の発行概要



G X 投資と G X 経済移行債

- 2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のG X 投資が必要。
- 政府は、先行投資を支援するため、令和5年度から10年間で20兆円規模のG X 経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。
- G X 経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金（発電事業者への有償オークション等）により、令和32年度（2050年度）までに償還。
※ 化石燃料賦課金は令和10年度（2028年度）から、特定事業者負担金は令和15年度（2033年度）から、それぞれ徴収開始予定。

個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」

- G X 経済移行債については、民間の事業者及び金融機関によるトランジション・ファイナンスを含めたG X 投資を活性化させていくためにも、世界初の国によるトランジション・ボンド（個別銘柄）として「クライメート・トランジション利付国債」と名付けて発行する。
- 令和5年11月に資金用途などをまとめたフレームワークを策定し、国際基準に合致する旨の認証(SPO)を外部の評価機関（JCRとDNV）から取得済み。
- 令和5年度内（令和6年3月末まで）の入札スケジュール：

入札日	年限	金額
令和6年2月14日（水）	10年債	8,000億円程度
令和6年2月27日（火）	5年債	8,000億円程度

- 官民で協力して国内外の投資家へI Rを実施。
- 令和6年度においては1.4兆円のクライメート・トランジション利付国債を発行予定。

※ 年限・発行回数等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズ等に応じて令和6年3月に決定予定。

G X 経済移行債フレームワークにおける調達資金使途の分類

- 「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」における調達資金使途の分類は以下の通り。当該分野では、G X 移行債発行を通じた先行投資を呼び水に、一層の投資機会の拡大が見込まれる。

大分類		適格クライテリア	代表的な資金使途（適格事業）
1	エネルギー効率 	徹底した省エネルギーの推進	省エネ機器の普及
		住宅・建築物	省エネ住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援
		脱炭素目的のデジタル投資	省エネ性能の高い半導体光電融合技術等の開発・投資促進
		蓄電池産業	蓄電池・部素材の製造工場への投資
2	再生可能エネルギー 	再生可能エネルギーの主力電源化	浮体式洋上風力 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）
		インフラ	脱炭素に資する都市・地域づくり
3	低炭素・脱炭素エネルギー 	原子力の活用	新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉
		カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備	ゼロエミッション火力への推進 海底直流送電等の整備
4	クリーンな運輸 	運輸部門のGX	次世代自動車の車両導入の支援 2030年代までの次世代航空機の実証機開発、ゼロエミッション船等の普及
		インフラ（再掲）	脱炭素に資する都市・地域づくり
5	環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス 	製造業の構造転換（燃料・原料転換）	水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入 炭素循環型生産体制への転換
		水素・アンモニアの導入促進	サプライチェーンの国内外での構築 余剰再生可能エネルギーからの水素製造・利用双方への研究開発・導入支援
		カーボンリサイクル/CCS	カーボンリサイクル燃料に関する研究開発支援
6	生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理、サーキュラーエコノミー 	食料・農林水産業	農林漁業における脱炭素化
		資源循環	プラスチック、金属、持続可能な航空燃料（SAF）等の資源循環加速のための投資

G X 経済移行債の初回入札結果

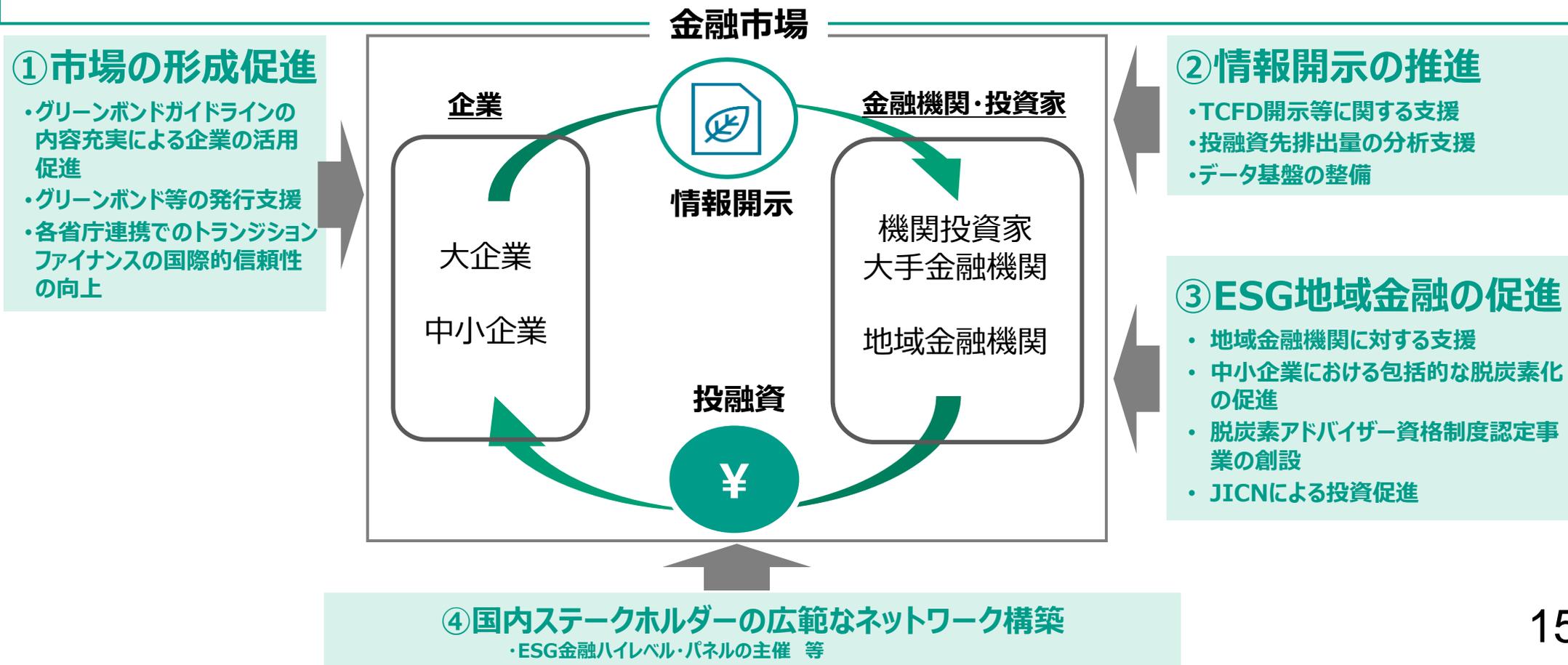
- 本年2月に、G X 経済移行債の10年債・5年債の初回入札が行われ、入札後には、銀行や生損保から信金まで広範な業態の個社から投資表明がなされた。
- 財務大臣は、G X 経済移行債について「世界初の国によるトランジションボンドとして、資金の調達のみならず、日本のG X 政策への理解醸成や、国内外のトランジション・ファイナンスの一層の拡大に資する呼び水となることを目指しているもの」と述べつつ、10年債の入札について、「入札結果や市場関係者の受け止めを総合的に見ると、銀行や生保・損保など、幅広い投資家から受け入れられた」としている。

クライメート・トランジション利付国債の入札結果

	10年債（第1回）	5年債（第1回）
表面利率	0.7%	0.3%
発行日	令和6年2月15日	令和6年2月28日
償還期限	令和15年12月20日	令和10年12月20日
応募額	2兆3,212億円	2兆7,145億円
募入決定額	7,995億円	7,998億円
応募者利回り	0.740%	0.339%
発行価格	額面金額100円につき99円62銭	額面金額100円につき99円81銭
募入最高利回りにおける案分比率	67.7966%	94.0540%

グリーンファイナンス促進のための環境省の施策概要

- 今後10年で、官民協調で150兆円の脱炭素投資を確実に実現するためにも、世界で4,000兆円とも言われるESG資金や、国内の個人金融資産、企業の内部資金を、BAT（Best Available Technologies）やイノベーションなどの脱炭素投資につなげる橋渡しとして、グリーンファイナンスの機能を強化・充実させることが必要。
- このため、環境省では①**グリーンファイナンス市場の形成促進**（グリーンに関するルールの明確化など）、②**情報開示の推進**（知見の整理や体制整備支援など）、③**ESG地域金融の促進**（地域金融機関とともに地域の脱炭素化等の環境課題・地域課題怪傑の取組を具体化するなど）等の取組を実施。
- さらには、脱炭素・サステナビリティを軸とした、④**国内ステークホルダーとの広範なネットワーク構築**を推進。



- グリーンボンドを含むグリーンファイナンスの市場拡大に向け、環境省として様々なアセットクラスにおいて包括的な支援を実施。

1 市場整備・ラベルファイナンスの質の担保

- 国際原則に準拠したグリーンファイナンス市場の**国内実務指針の策定**
 - 資金需要の顕在化を目的に、**投融资対象となるグリーンプロジェクトの例示を拡充**
 - 質の担保を目的に、サステナビリティ・リンク商品の**指標設定の在り方を解説**
- モデルとなる**先進的事例の創出**を支援
- ESGファイナンスアワードにより**優良取組を表彰**
- セミナー等を通じて**優良事例の普及や横展開を促進**
- グリーンファイナンスポータルにて、公募債に加えて私募債やローンも含む**ESG関連金融商品のデータを公表**

2 グリーン関係の資金調達の強力な支援

- ラベルファイナンスにかかる**追加コストを補助**
- 外部レビュー機関、ストラクチャリングエージェント等の**登録制度を運営**
 - 登録者のみしか補助金申請出来ない仕組みとすることで信頼性を担保**
- 事例集の作成・セミナー等を通じて、**調達未経験者のハードルを低減**

情報開示・分析、投融資先エンゲージメントの推進に向けた取組

- TCFD開示の実務家向けセミナーの実施、シナリオ分析やファイナンスドエミッション算定手法に関する分析支援事業を通じて金融機関の開示・分析機能を強化。
- 開示情報を踏まえた投融資先エンゲージメントの伴走支援事業等を通じ、金融機関の移行戦略策定・実践を促進。

分析・開示	<p>TCFDのシナリオ分析支援事業</p> <p>✓ 移行リスクや物理的リスクが金融機関にどのような財務インパクトを与えるのか、リスクの特定から定量評価までの一連の流れを解説。</p>
銀行の戦略策定	<p>ポートフォリオ・カーボン分析支援事業</p> <p>✓ ファイナンスドエミッションの算定・分析及び削減に向けた戦略立案等を支援。</p>
投融資先支援の検討	<p>TCFD開示に基づくエンゲージメント実践支援事業</p> <p>✓ 戦略策定から投融資先支援まで一貫通貫で行うことにより戦略に基づいたエンゲージメントの事例を示す。</p>
対話の実践	

支援事業から得られた考察

- 分析対象セクターの拡充を含む、定性・定量分析のレベルアップ
- 社内関係各部との連携・役割の明確化
- 投融資先における脱炭素経営の推進に向けた継続的な対話の必要性

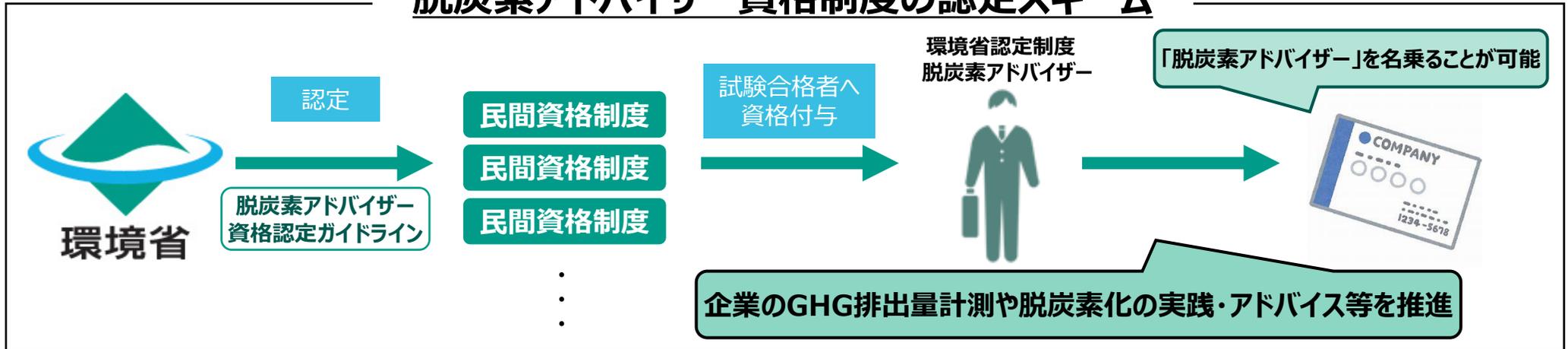
▼

社内専門人材の育成による取組の土台強化

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業

人材育成に向けた施策：脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業

脱炭素アドバイザー資格制度の認定スキーム



3段階の資格類型と期待されるスキル・役割

環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック

企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること

環境省認定制度 脱炭素アドバイザー アドバンスト

企業に対し、脱炭素の経営上の重要性（リスク・機会）、GHG排出量の計測方法や企業共通の削減手法を説明できること

環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー

企業の脱炭素経営に対し、包括的なアドバイス（GHG排出量計測の方法、削減手法の例示、削減による排出コストの低減と移行措置コストの考え方など）を提供できること

資格取得者の声

職業	電気・ガス
役職	主任
年齢	30代
性別	男性
資格取得時期	2023年12月
資格類型	「環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック」

お客様の関心や環境に対する取組状況を**有価証券報告書や統合報告書**で確認できるようになったことで、お客様とコミュニケーションが深まったと実感しております。

また、CO2排出量の算定においては、お客様がサプライチェーン含めて検討されるケースが増えてきており、関心が高まってきておりますので、もう少し詳しく勉強したいと考えております。



4. 今後の環境省施策の方向性

第六次環境基本計画の基本的な考え方

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的 「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生¹の向上」、「人類の福祉への貢献」

「循環共生型社会」（環境収容力²を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

ミッション

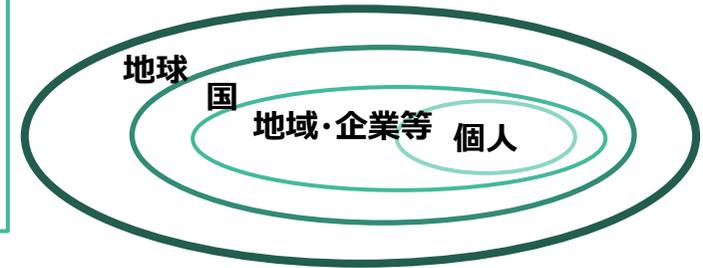
【循環】（≒科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から**地上資源基調**³へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に**良好な環境を創出**

【共生】（≒哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（**プラネタリー・ヘルス**）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、**同心円**

【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

方針

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（**市場的価値 + 非市場的価値**）をもたらす**新たな成長**⁴：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである**自然資本（環境）を維持・回復・充実させる**ことが「新たな成長」の**基盤**
- 無形資産である**環境価値**⁵の活用による経済全体の高付加価値化等

【政府・市場・国民の共進化】



政策展開

- **科学に基づく取組のスピードとスケール**の確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の**統合・シナジー**
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- 「**地域循環共生圏**」の構築による「新たな成長」の**実践・実装**

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（マクロ経済、国土、地域、暮らし、イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

第六次環境基本計画における金融面での取組方針



- 現在策定中の第六次環境基本計画においても、気候変動対策、循環経済、自然再興等の実現に向け、市場・地域・開示の柱に基づいてESG金融の実践・拡大に向けた取組を推進する方針を示している。

- ✓ 気候変動対策、循環経済、自然再興等の実現に資する市場への投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトするESG金融の拡大を図るとともに、税制全体のグリーン化や「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を推進していく。
- ✓ わが国全体での「新たな成長」と適切なトランジション、国民の生活の質向上を進める観点から、地域におけるESG金融の実践も重要。地域に眠っている潜在的な地域資源や解決すべき地域課題に焦点が当たり、新たなイノベーションの創出にも繋がる。
- ✓ また企業相互補完して多面的に連携・共創していくや地方公共団体、金融機関、商工会議所といった地域の経済団体等が連携し、「地域経済エコシステム」の形成に貢献していくことにより、特に中小・中堅企業が気候変動へのレジリエンスを高めることを目的として、温室効果ガス等の測定、開示及びカバランスの構築を実現する。
- ✓ ESG 金融の拡大に呼応し、企業経営においても、持続可能性に関わる取組を企業価値の向上に結び付ける必要。気候変動を始めとする環境側面に関するリスク分析、情報開示並びに目標及び計画の実施を推進し、バリューチェーン全体の安全性、持続可能性、透明性及びトレーサビリティを推進していく。

「デコ活」※（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）とは

※脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）の組合せに由来。

- **脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容**、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信していく。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅なCO2削減が求められます。



しかし、国民・消費者の行動に具体的に結びついているとは、まだ言えない状況です。



- 1 例えば10年後など、脱炭素につながる**将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿**をお示しします。



- 2 国、自治体、企業、団体等で共に、**国民・消費者の新しい暮らしを後押し**します。



国際的にも（G7・G20等において）、

- 我が国から**製品・サービスをパッケージにした新しいライフスタイルの提案**・発信
- **官民連携によるライフスタイル・イノベーションの国際協調**を提案・発信



国内での新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出・マーケットインを促します。

